

総則編

第1章 教育課程の編成

学校において編成する教育課程とは、学校教育の目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

学校において編成する教育課程をこのように捉えた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素となる。

また、学校において編成される教育課程については、公教育の立場から教育基本法及び学校教育法その他の法令により種々の定めがなされているので、これらの法令に従って編成しなければならない。

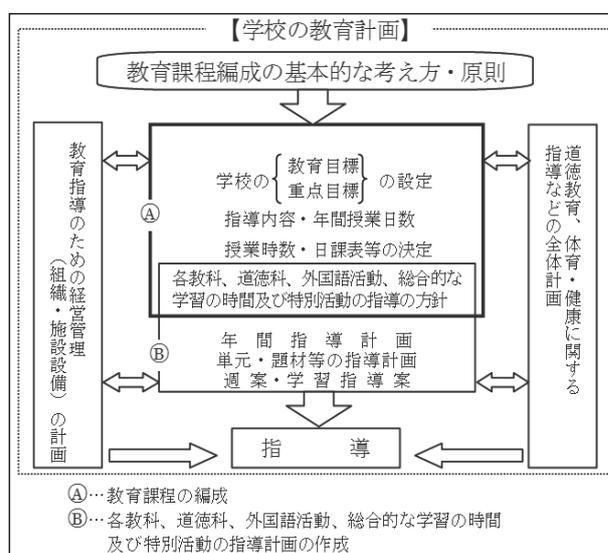
学習指導要領は、法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であり、各学校は、これに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成しなければならない（小学校学習指導要領第1章総則第1の1）。教育課程の編成に際しては、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施に努め（小学校学習指導要領第1章総則第1の4）、「社会に開かれた教育課程」の考え方を踏まえて編成することを強調している（小学校学習指導要領第1章総則第2の1）。

また、教育活動を進めるに当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して行うことが明記され（小学校学習指導要領第1章総則第1の2）、各教科の指導に当たっては、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にするとともに、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養からなる資質・能力の三つの柱をバランスよく実現することが明記された（小学校学習指導要領第1章総則第1の3）。

各学校では、これらの規定に基づいて、総合的に組織した学校の教育計画としての教育課程を編成し、この編成された教育課程に基づき、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導計画を作成して、計画的・組織的な指導に当たらなければならない。

この教育課程の編成と、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導計画の作成との関係及び学校における教育活動を通して行う道徳教育、体育・健康に関する指導などの計画並びに教育指導のための経営管理の計画との関連を見ると、右のように考えることができる。

本章では、ここに示した教育課程の編成に関わる内容について述べることとする。



第1節 教育課程編成の基本的な考え方

1 改訂の基本的な考え方

中央教育審議会答申においては、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が学校・家庭・地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメントの実現を目指すことなどが求められた。

- ①「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ②「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

今回の改訂は、上記の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行われている。

- (1) 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指している。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することが何より大切である。
- (2) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成する必要がある。
- (3) 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することも充実させていく必要がある。

2 引き続き「生きる力」を育成する

「生きる力」とは、平成8年7月の中央教育審議会答申において、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などであると指摘されている。

平成28年12月の中央教育審議会答申を受け、今回の改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育てていくことを重視している。こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものであり、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を教師が改めて捉え直し、児童がしっかりと發揮できるようにしていくことが重要となる。

(1) 確かな学力

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な他者との協働を促す教育の充実に努めることが大切である。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮することが重要である。

さらに、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けるためには、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な他者を価値のある存在として尊重し、協働して様々な課題を解決していくことが重要である。

また、小学校教育の早い段階で学習習慣を確立することは、その後の生涯にわたる学習に影響する極めて重要な課題であることから、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課したり、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりするなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要がある。

以上のことを実現するために、定められた授業時数を確保することが大切である。

(2) 豊かな心

豊かな心を培うためには、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることが大切である。学校における道徳教育

は、特別の教科である道徳を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うことが重要である。

さらに、それぞれの教育活動においても、その特質を生かし、児童の学年が進むにつれて全体として把握できる発達の段階や個々人の特性等の両方を適切に考慮しつつ、人格形成の根幹であると同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支える道徳教育の役割をも担うことになる。

また、道徳科は道徳性を養うことを目指すものとして、その中核的な役割を果たす。道徳科の指導において、各教科等で行われる道徳教育を補ったり、それを深めたり、相互の関連を考へて発展させ、統合させたりすることで、学校における道徳教育を一層充実させる必要がある。

(3) 健やかな体

健やかな体を養うためには、体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実が大切である。学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努める。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが重要である。

また、各調査や児童の実態を踏まえた体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

3 育成を目指す資質・能力の明確化

児童に「生きる力」を育むことを目指すに当たっては、各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら教育活動の充実を図ること、その際には児童の発達の段階や特性等を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意することが必要である。

(1) 知識及び技能が習得されるようにすること

資質・能力の育成は、児童が「何を理解しているか、何ができるか」に関わる知識及び技能の質や量に支えられている。知識については、児童が学習の過程を通して個別の知識を学びながら、そうした新たな知識が既得の知識及び技能と関連付けられ、各教科等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得されるようにしていくことが重要となる。教科の特質に応じた学習過程を通して、知識が個別の感じ方や考え方等に応じ、生きて働く概念として習得されることや、新たな学習過程を経験することを通して更新されていくことが重要となる。

(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること

児童が「理解していることやできることをどう使うか」に関わる思考力、判断力、表現力等は、社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力であり、変化が激しく予測困難な時代に向けてますますその重要性は高まっている。また、「知識及び技能を活用して課題を解決する」という過程については、中央教育審議会答申が指摘するように、大きく分類して次の三つがあると考えられる。

ア 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく

過程

イ 精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程

ウ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

教育課程においては、これらの過程に必要な思考力、判断力、表現力等が、各教科等の特質に応じて育まれるようにするとともに、教科等横断的な視点に立って、それぞれの過程について、言語能力、情報活用能力及び問題発見・解決能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成を目指す中で育まれるようにすることが重要となる。

(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

児童が「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関わる「学びに向かう力、人間性等」は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。児童一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。これらは、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「メタ認知」に関わる力を含むものである。こうした力は、社会や生活の中で児童が様々な困難に直面する可能性を低くしたり、直面した困難への対処方法を見いだしたりできるようにすることにつながる重要な力である。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く含まれる。こうした情意や態度等を育てていくためには、体験活動を含めて、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。

4 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(小学校学習指導要領第1章総則第3の1の(1))

ア 三つの資質・能力（①知識及び技能が習得されるようにすること ②思考力、判断力、表現力等を育成すること ③学びに向かう力、人間性等を涵養すること）が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

イ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、次の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。

(ア) 学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につながる「主体的な学び」が実現できているかという視点

(イ) 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点

(ウ) 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点

授業改善を進めるための留意点

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に示している。その際、次の6点に留意して取り組むことが重要である。

- 従来と全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はない。
- 目指す資質・能力を育むための授業改善の視点をもつ。
- 各教科等の通常の学習活動の質を向上させることを主眼とする。
- 1回1回の授業ですべての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や

時間のまとまりで実現を図る。

e 「深い学び」は、各教科等の「見方・考え方」を働かせることで実現させる。

f 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視する。

各教科等の特質に応じた学習活動等の充実

国語

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。

社会

問題解決への見通しをもつこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること。

算数

数学的な見方・考え方を働かせながら、日常の事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること。

理科

理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの、問題を科学的に解決しようとする学習の充実を図ること。

生活

児童が具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自分と地域の人々、社会及び自然との関わりが具体的に把握できるような学習活動の充実を図ることとし、校外での活動を積極的に取り入れること。

音楽

音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

図画工作

造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

家庭

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を生活体験等と関連付けてより深く理解するとともに、日常生活の中から問題を見いだして様々な解決方法を考え、他者と意見交流し、実践を評価・改善して、新たな課題を見いだす過程を重視した学習の充実を図ること。

体育

体育や保健の見方・考え方を働かせ、運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決のための活動を選んだり工夫したりする活動の充実を図ること。

外国語

具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。

外国語活動

具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、三つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。

総合的な学習の時間

児童や学校、地域の実態等に応じて、児童が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。

特別活動

よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。

(2) 言語環境の整備と言語活動の充実（小学校学習指導要領第1章総則第3の1の(2)）

ア 学校生活全体における言語環境の整備

- (ア) 教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと。
- (イ) 校内の掲示物、児童に配布する印刷物の用語や文字を適正に使用すること。
- (ウ) 校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと。
- (エ) より適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること。
- (オ) 教師と児童、児童相互の話し言葉が適切に行われるような状況をつくること。
- (カ) 児童が集団の中で安心して話ができるような教師と児童、児童相互の好ましい人間関係を築くこと。

イ 各教科等の特質に応じた言語活動の充実と読書の充実

(3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験（小学校学習指導要領第1章総則第3の1の(3)）

（小学校学習指導要領第1章総則第2の2(1)において、「情報活用能力（情報モラルを含む。）」とし、情報活用能力に情報モラルが含まれることを特に示している。）

- ア 情報手段を活用するために必要な環境を整えること。
- イ 整備した環境を適切に活用した学習活動の充実を図ること。
- ウ 各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。
 - (ア) 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動
 - (イ) 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

(4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動

（小学校学習指導要領第1章総則第3の1の(4)）

児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする学習活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。

(5) 体験活動（小学校学習指導要領第1章総則第3の1の(5)）

児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

(6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進

（小学校学習指導要領第1章総則第3の1の(6)）

児童が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるように工夫すること。

(7) 学校図書館、地域の公共施設の利活用（小学校学習指導要領第1章第3の1の(7)）

- ア 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。
- イ 学校図書館については、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備（①読書センターとしての機能、②学習センターとしての機能、③情報センターとしての機能）として活用すること。

ウ 学校図書館を、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場とし、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割にすること。

5 カリキュラム・マネジメントの充実

各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことに努めるものとする。

カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことである。各学校においては、第1章総則第5の1アに示すとおり、「校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行う」ことが必要である。以下に、中央教育審議会答申の整理を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの三つの側面から整理して示す。

(1) 児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

各学校においては、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を選択し、各教科等の内容相互の関連を図りながら指導計画を作成したり、児童の生活時間を教育の内容との効果的な組み合わせを考えたりしながら、年間や学期、月、週ごとの授業時数を適切に定めたりしていくことが求められる。

教育課程の編成に当たっては、第1章総則第2の2に示す教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を教育課程の中で適切に位置付けていくことや、各学校において具体的な目標及び内容を定めることとなる総合的な学習の時間において教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習が行われるようにすることなど、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成することが重要である。

(2) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

各学校においては、埼玉県学力・学習状況調査等の各種調査結果のデータを活用して、児童や学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見だし、改善方針を立案して実施していくことが求められる。こうした改善については、校内の取組を通して比較的直ちに修正できるものもあれば、教育委員会の指導助言を得ながら長期的に改善を図っていくことが必要となるものもある。校内の組織及び各種会議の役割分担や相互関係を明確に決め、職務分担に応じて既存の組織を整備、補強したり、新たな組織を設けたりすること、また、分担作業やその調整を含めて、各作業の具体的な日程を決めて、組織的かつ計画的に取り組んでいくことが重要である。また、教育課程は学校運営全体の中核ともなるものであり、学校評価の取組についても、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意が必要である。

(3) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

学校規模、教職員の状況、施設設備の状況などの人的又は物的な体制の実態は、学校によって異なっており、教育活動の質の向上を組織的かつ計画的に図っていくためには、これらの人的又は物的な体制の実態を十分考慮し、教育の内容と効果的に組み合わせることが重要である。そのためには、特に、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校、社会教育施設、児童の学習に協力することのできる人材等）などについて客観的かつ具体的に把握して、教育課程の編成に生かすことが必要である。

また、学校は地域社会における重要な役割を担い地域とともに発展していく存在であり、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や幅広い地域住民等の参画により地域全体で生徒の成長を支え地域を創生する地域学校協働活動等

の推進により、学校と地域の連携・協働を更に広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのかといった目標を共有し、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

第2節 教育課程編成の一般的な手順

教育課程は、各学校の校長が責任者となって編成するものである。その際、それぞれの学校の運営組織を生かし、全教職員の協力の下にそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて、特色ある教育活動が展開できるよう編成することが大切である。その原則と共通的事項及び手順については、次のことが挙げられる。

1 教育課程編成の原則

各学校においては、小学校学習指導要領第1章総則第1小学校教育の基本と教育課程の役割に示されている原則に基づき、適切な教育課程を編成しなければならない。

(1) 法令及び学習指導要領の示すところによる

法令とは、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等であり、各学校においては、これらの法令に従って編成しなければならない。また、学習指導要領は国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たって基準として従わなければならないものである。教育課程の編成に当たっては、これらの法令や小学校学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である。

(2) 児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階の特性及び学校や地域を十分考慮する

学習指導要領総則においても、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成や、そのための知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養という、いわゆる資質・能力の三つの柱のバランスのとれた育成、学校段階等間の接続など、児童の発達の段階に応じた調和のとれた育成を重視している。教育課程を編成する場合には、児童や学校、地域の実態を的確に把握し、それを児童の人間として調和のとれた育成を図るという観点から、学校の教育目標の設定、教育の内容等の組織あるいは授業時数の配当などに十分反映させる必要がある。

ア 児童の心身の発達の段階や特性

児童は、6歳から12歳という心身の成長の著しい時期に小学校に在学している。教育課程の編成に当たっては、低・中・高学年の発達の段階に応じた課題を踏まえつつ、児童一人一人の多様な能力・適性、興味・関心、性格等を的確に捉え、児童一人一人の発達を支援していくことが重要である。

イ 学校の実態

教育課程の編成は、小学校学習指導要領第1章総則第1の4に示すカリキュラム・マネジメントの一環として、学校規模、教職員の状況、施設設備の状況、児童の実態などの人的又は物的な体制の実態が密接に関連してくる。教育活動の質の向上を組織的かつ計画的に図っていくためには、児童の特性や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による連携及び協働の体制に関わる状況などについて客観的に把握して分析し、教育課程の編成に生かすことが必要である。

ウ 地域の実態

地域社会の実態を十分考慮して教育課程を編成するためには、地域社会の現状に加え、歴史的な経緯や将来への展望など、広く社会の変化に注目しながら地域社会の実態を十分分析し、検討して、的確に把握することが必要である。また、地域の教育資源や学習環境の実態を考慮し、教育活動を計画することが必要である。さらに、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や、地域学校協働活動等の推進に努める。

2 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容の取扱い

ア 内容の取扱いの原則（小学校学習指導要領第1章第2の3の(1)のア）

各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、いずれの学校においても取り扱わなければならない。ただし、学校において特に必要がある場合には、内容を加えて指導することができる。また、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない。

イ 学年の目標及び内容をまとめて示した教科の内容の取扱い

（小学校学習指導要領第1章第2の3の(1)のエ）

学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、児童や学校及び地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、またはいずれの学年においても指導するものとする。

ウ 複式学級の場合の教育課程編成の特例（小学校学習指導要領第1章第2の3の(1)のオ）

学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

エ 道徳教育の内容（小学校学習指導要領第1章第2の3の(1)のカ）

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、道徳科の示す内容とし、その実施に当たっては、道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

(2) 授業時数等の取扱い

各教科等の授業時数については、学校教育法施行規則において各教科等の年間授業時数の標準を定め、学習指導要領において年間の授業週数などを定めている。これらを踏まえ、学校の教育課程全体のバランスを図りながら、児童や学校及び地域の実態等を考慮し、学習指導要領に基づいて各教科等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定め、適切に配当する。

ア 各教科等の年間授業時数

(ア) 各学年における各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の年間の授業時数並びに各学年の年間の総授業時数は、学校教育法施行規則第51条に基づき各学校が適切に定める。

(イ) 各教科等の授業時数を形式的に確保すればよいということではなく、児童及び学校や地域の実態を考慮しつつ、さらには個に応じた指導などの指導方法・指導体制や、教材等の工夫改善など授業等の質的な改善を図りながら、学習指導要領に基づき教育課程を適切に実施し指導するために必要な時間を実質的に確保する。

(ウ) 年間の行事予定や各教科等の年間指導計画、その実施、改善の状況等について、保護者をはじめ地域住民等に対して積極的に情報提供することに努める。

(エ) 教育課程の実施に当たって、実際に必要な指導時間を確保するよう、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の把握を行うなど、その状況等について自ら点検及び評価を行い、改善に努める。

(オ) 教師が教材研究、指導の打合せ、地域との連絡調整等に充てる時間を可能な限り確保するため、会議等のもち方や時間割の工夫など時間の効果的・効率的な利用等に配慮する。

イ 年間の授業週数

(ア) 各教科等の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにする。

(イ) 各教科等の授業時数を35週にわたって平均的に配当するほか、児童の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることも可能である。

(ウ) 各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

ウ 特別活動の授業時数

特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるよう計画する。

エ 授業の1単位時間

(ア) 学校教育法施行規則第51条別表第1に定める各授業時数の1単位時間は、45分として計算するものとする。

(イ) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び教科等の特質を考慮して適切に定める。

オ 短い時間を活用して行う指導

15分の短時間を活用した授業や、45分と15分の組み合わせによる60分授業など、児童の発達の段階及び学習内容に応じて特定の教科等の指導を行う場合において、教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握や活用を行う校内体制が整備されているときは、当該時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができる。

カ 給食、休憩などの時間

給食、休憩などの時間については、学校全体の生活時間や日課について工夫を加える。また、地域や学校の実態に応じ、給食、休憩の時間の設定を工夫し適切に定める。

キ 時間割の弾力的な編成

各学校においては、児童や学校及び地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。

ク 年間授業日数

(ア) 年間の授業日数は、各教科等の授業時数が適切に確保されるとともに、週当たりの授業時数が児童の負担とならないように定める。

(イ) 年間授業日数については、国の基準では直接定めていないが、通常は市町村教育委員会の小・中学校管理規則に定める休業日を除いた日が授業日として考えられる。

(ウ) 年間授業日数については、学習指導要領で示している各教科等の内容の指導に支障のないよう、適切な日数を確保するよう計画する。

ケ 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事として掲げられている遠足・集団宿泊的行事や勤労生産・奉仕的行事などと同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

各学校においては、小学校学習指導要領第1章総則及び第2章以下の各章に示された指導計画の作成に関する配慮事項などに十分配慮し、地域や学校の実態を考慮して、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。

ア 各教科等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにする。

イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにする。

ウ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校及び地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにする。

エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進める。

3 教育課程編成の一般的な手順と留意事項

教育課程の編成や改善の手順は、それぞれの学校が実態に即して、創意工夫を重ねながら考えるべきものである。したがって、ここでは一般的な手順の一例を参考として示す。

(1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする

教育課程の編成に対する学校の姿勢や作業計画の大綱を明らかにするとともに、それらについて全教職員が共通理解を図る。

(2) 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決定する

教育課程の編成・実施は、校長のリーダーシップの下、組織的かつ計画的に取り組む必要がある。教育課程の編成・実施を担当する組織を確立するとともに、それを学校の組織全体の中に明確に位置付ける。また、編成・実施の作業日程を明確にするとともに、学校が行う他の諸活動との調和を図る。その際、既存の組織や各種会議の在り方を見直し必要に応じ精選を図るなど業務改善の視点をもつ。

(3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする

事前の研究や調査によって、教育課程についての国や教育委員会の基準の趣旨を理解するとともに、教育課程の編成に関わる学校の実態や諸条件を把握する。

(4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める

学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定する。

(5) 教育課程を編成する

教育課程は学校の教育目標の実現を目指し、次の事項に留意して指導内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成する。

ア 指導内容を選択する

(ア) 指導内容について、その基礎的・基本的な知識及び技能を明確にする。

(イ) 学校の教育目標の有効な達成を図るため、重点を置くべき指導内容を明確にする。

(ウ) 各教科等の指導において、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実や個に応じた指導を推進するよう配慮する。

(エ) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及び体育・健康に関する指導について、適切な指導がなされるよう配慮する。

(オ) 学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力など、学校として、教科等横断的な視点で育成を目指す資質・能力を明確にし、その育成に向けた適切な指導がなされるよう配慮する。

(カ) 児童や学校、地域の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な学習の時間を適切に展開できるよう配慮する。

(キ) 各教科等の指導内容に取り上げた事項について、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方を検討する。

イ 指導内容を組織する

(ア) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動について、各教科等間の指導内容相互の関連を図る。

(イ) 各教科等の指導内容相互の関連を明確にする。

(ウ) 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。特に、内容を2学年まとめて示した教科については、2学年間を見通した適切な指導計画を作成する。

(エ) 各学年において、合科的・関連的な指導について配慮する。

ウ 授業時数を配当する

(ア) 指導内容との関連において、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の年間授業時数を定める。

(イ) 各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定める。

(ウ) 各教科等の授業の1単位時間を、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定める。

(6) 教育課程を評価し改善する

実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にして改善を図る。

ア 評価の資料を収集し、検討する。

イ 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにする。

ウ 改善案をつくり、実施する。

第3節 教育課程編成に当たっての留意すべき事項

教育課程を実際に編成する上での、一般的な留意点についてはすでに述べてきたので、ここでは、各学校において教育課程を編成する際、特に留意すべき事項について以下に示す。

1 「生きる力」を育む各学校の特色ある教育活動の展開

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、児童に「生きる力」を育むことを目指すものとする。

- (1) 複雑で予測困難な時代の中でも、児童一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通して必要な力を育てていくことを重視する。
- (2) 学校教育を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成が相互に関連し合いながら一体的に実現されるものであることに留意が必要である。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

児童に「生きる力」を育むことを目指して教育活動の充実を図るに当たっては、学校教育全体及び各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを、資質・能力の三つの柱（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）を踏まえながら明確にすることが大切である。

- (1) 児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
- (2) 児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

3 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、発達の段階に応じた教育課程上の工夫の観点から、学校段階等間の接続を図ることが大切である。

- (1) 幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにする。
- (2) 低学年における教育全体において、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続を図ることができるように工夫する。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行う。
- (3) 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図れるよう工夫する。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成する。

4 児童の発達の支援

教育課程の編成及び実施に当たっては、児童の発達を支える指導として、学級経営、児童の発達の支援、生徒指導、キャリア教育、指導方法や指導体制の工夫改善など、個に応じた指導等を充実させることが大切である。

- (1) 教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図るとともに、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援する。あわせて、学年の時期

の特長を生かした指導の工夫を行う。

- (2) 児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図る。
- (3) 特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。
- (4) 児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れ、教師間の協力による指導体制を確保し、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導を充実させるとともに、情報手段や教材・教具の活用を図る。

5 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

我が国においては、「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童の自立と社会参加を一層促進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、児童の十分な学びを確保し、児童一人一人の障害や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

また、通常の学級にも、障害のある児童のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが大切である。

特別支援教育において大切な視点は、児童一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意することである。

ア 全ての教科等において個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、合理的配慮の提供を含め適切な指導を組織的かつ計画的に行う。

イ 各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施する。

ウ 実態把握から適切な目標設定、指導内容、評価までを含めた個別の教育支援計画及び個別の指導計画について、保護者をはじめ関係者間の共通認識のもと作成し、十分に活用していく。

エ 特別支援学級及び通級指導教室を利用する児童については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を必ず作成し、適切な指導及び支援の継続性を踏まえて効果的に活用する。

オ 校長は、特別支援教育実施の責任者として、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営を行う。

カ 多様な人々が共に生きる社会の実現を目指して、児童一人一人が多様性を尊重し、共同して生活していくことができるように、学校全体で、支援籍をはじめとした交流及び共同学習の一層の推進を図る。

(2) 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導

海外から帰国した児童や外国人の児童の受け入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該児童が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切である。

また、日本語の習得に困難のある児童に対し、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成することができる。この制度を活用しながら、児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが必要である。

ア 外国での生活や異文化に触れた経験、これらを通じて身に付けた見方や考え方、外国語の能力などの特性を、本人の各教科等の学習に生かすことができるよう配慮する。

イ 他の児童についても、共に学ぶことを通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるための配慮が大切である。

ウ 指導内容については、学校生活に必要な基礎的な日本語の習得のための指導を行ったり、各教科等の学習に必要な日本語の習得のための指導を行ったりする工夫が考えられる。

エ 指導方法については、通級による指導、通常の学級における日本語の能力に配慮した指導、放課後等を活用した指導などの工夫が考えられる。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

(3) 不登校児童への配慮

不登校は、どの児童にも起こりうるものとして捉え、その行為を「問題行動」として判断してはならない。不登校児童については法令等に基づき適切に支援を行うことが求められる。

不登校児童の支援を行うためには、教育相談担当教師等がコーディネーターの役割を果たし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担し、学校全体で組織的に行う必要がある。また、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を行うことが重要である。

なお、不登校の未然防止、早期対応のためには、全ての児童が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童と教職員との信頼関係や児童相互の良好な人間関係の構築等を通じて、児童にとって学校が安心感、充実感が得られる活動の場となるように魅力あるよりよい学校づくりを推進することが重要である。

ア 不登校児童の自己肯定感を高めるため、学校・家庭・社会が児童に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつ。

イ 不登校児童や保護者の意思を十分に尊重しつつ、個々の状況に応じた必要な支援を行い、児童が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す。

ウ 不登校児童への支援の際は、不登校のきっかけや不登校状態が継続している理由、学校以外の場において行っている学習活動の状況等について、家庭訪問その他の方法により継続的な把握をする。

エ 個々の不登校児童の休養の必要性に留意しつつ、学校以外の場での多様で適切な学習活動が行われるよう、児童及び保護者に対する必要な情報提供や助言等を行い支援する。

オ 家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童に対しては、その状況を見極め、当該児童及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行う。

カ 不登校児童が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮する。

6 言語能力の確実な育成

言葉は、児童の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。教科書や教師の説明、様々な資料等から新たな知識を得たり、事象を観察して必要な情報を取り出したり、自分の考えをまとめたり、他者の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたり、学級で目的を共有して協働したりすることができることも、言葉の役割に負うところが大きい。したがって、言語能力の向上は、児童の学びの質の向上や資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止め、重視していくことが求められる。

(1) 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力を育成することが重要である。

(2) 学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）を充実させることが重要である。

7 理数教育の充実

児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れる。また、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図る。その際、情報手段や教材・教具の活用を図ることが大切である。

(1) 日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などの充実によりさらに学習の質を向上させることが重要である。

(2) 必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実、自然災害に関する内容の充実を図ることが重要である。

8 伝統や文化に関する教育の充実

将来の我が国を担う小学生は、郷土や国で育まれてきた優れた伝統と文化などのよさについて理解を深め、それらを育んできた我が国や郷土を愛するとともに、国際的視野に立って、他国の生活習慣や文化を尊重する態度を養うことが大切である。また、国際社会の中で独自性をもちながら国際社会の平和と発展、地球環境の保全に貢献できる国家の発展に努める日本人として、主体的に生きようとする態度を身に付けていくことが求められる。

- ・ 古典など我が国の言語文化（国語）、県内の主な文化財や年中行事の理解（社会）、我が国や郷土の音楽（音楽）、和楽器（音楽）、和食や和服（家庭）などの指導の充実を図ること。

9 体験活動の充実

児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することが大切である。

- (1) 学校において体系的・継続的に体験活動を実施していくためには、各教科等の特質に応じて教育課程を編成していくことが重要である。
- (2) 各教科等の指導に当たり教科等の特質に応じた体験を伴う学習の時間を確保するだけでなく、時間割の弾力的な編成や合科的・関連的な指導の規定等を踏まえ、学校の教育活動の全体を通して体験活動の機会の充実を図る工夫をすることが大切である。
- (3) 体験活動の意義や効果について家庭や地域と共有し、連携・協働することが重要である。また、学習の内容と児童の発達の段階に応じて安全への配慮を十分に行わなければならない。

10 外国語教育の充実

児童が将来どのような職業に就くとしても、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、学校教育において、外国語教育を充実させることが重要となる。

- (1) 具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行う。
- (2) 英語の音声や語彙、表現などの知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図る。

11 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科の指導計画

学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校及び地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導することが大切である。

- (1) 特に示されている場合を除き、いずれかの学年に分けて、またはいずれの学年においても指導するものとする。
- (2) 2学年の幅の中で内容の取り上げ方に創意工夫が必要である。
- (3) 全体として段階的にその目標やねらいの実現を目指して効果的に指導が行われるように内容を位置付け、指導計画を作成することが大切である。

12 合科的・関連的な指導

児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めることが大切である。

- (1) 「生きる力」を育んでいくためには、各教科等の特質に応じた資質・能力の育成を図っていくことと同時に、各教科等で身に付けた資質・能力を様々な場面で統合的に働かせることができるよう、知識と生活との結びつきや教科等を超えた知の総合化の視点を重視した教育を行っていくことが必要である。
- (2) 合科的な指導は、教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の一つとして展開する。
- (3) 関連的な指導は、教科等別に指導するに当たって、各教科等の指導内容の関連を検討し、指

導の時期や指導の方法などについて相互の関連を考慮して展開する。

- (4) 小学校入学当初においては、スタートカリキュラムとして、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、1コマを45分ではなく短い時間に区切って設定するなど工夫が重要である。
- (5) 中学年以上において、各教科等間の目標や内容の関連をより幅広く押さえ、指導計画を弾力的に作成し、合科的・関連的な指導を進めるなど創意工夫した指導を行うことが大切である。
- (6) 合科的・関連的な指導についての指導計画の作成に当たっては、各教科等の目標、内容等を検討し、各教科等の指導の年間の見通しに立って、その教材や学習活動の関連性を具体的に確認するとともに、指導内容が広がり過ぎて焦点が定まらず十分な成果が上がらなかつたり、児童に過重になつたりすることのないように留意する必要がある。
- (7) 合科的・関連的な指導を行うに当たっては、児童が自然な形で意欲的に学習に取り組めるような学習課題を設定するとともに、課題選択の場を設けたり、教科書を工夫して使用したり、その指導に適した教材を作成したりして、指導の効果を高めるようにすることが必要である。
- (8) 合科的な指導に要する授業時数は、原則としてそれに関連する教科の授業時数から充当することになる。指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科を教科ごとに指導する場合の授業時数の合計とおおむね一致するように計画する必要がある。

第4節 教育課程編成の特例

教育課程の編成は、前述の原則によって編成しなければならないが、特例として次のような場合が定められている。

1 複式学級の場合（学習指導要領第1章総則第2の3の(1)）

学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

2 特別支援学級の場合（学校教育法施行規則第138条「特別の教育課程」）

特別支援学級は、小学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

小学校における特別支援学級については、小学校の通常の学級と特別支援学校の教育課程を十分理解し、その連続性を確保しつつ、小学校の特別支援学級に在籍する児童の障害の状態等を踏まえて教育課程を編成する必要がある。

なお、特別の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とすること。また、併せて埼玉県特別支援教育教育課程編成要領(2)「小学校及び中学校特別支援学級・通級による指導編」を参考にすること。

3 通級による指導の場合（学校教育法施行規則第140条「特別の教育課程」）

通級による指導は、小学校の通常の学級に在籍し、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などのある比較的障害の程度が軽度である児童を対象として、特別の教育課程を編成し、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導、すなわち自立活動のことであり、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。また、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上または生活上の困難の改善又は克服を目的として指導を行うこととする。

校長は、他校において通級による指導を受けた授業を、当該小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる（学校教育法施行規則第141条）。

通級による指導の場合の特別の教育課程を編成するに当たっては、特別支援学校小学部・中学

部学習指導要領を参考にすること。また、併せて埼玉県特別支援教育教育課程編成要領(2)「小学校及び中学校特別支援学級・通級による指導編」を参考にすること。

4 日本語の能力に応じた特別の指導の場合（学校教育法施行規則第56条）

小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができる。

5 不登校児童の実態に配慮した教育課程を編成する場合（学校教育法施行規則第56条）

学校生活への適応が困難であるため、相当の期間小学校を欠席し、引き続き欠席すると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成し、教育を実施する場合は、文部科学大臣の指定が必要となる。

6 教育課程の改善のための研究の場合（学校教育法施行規則第55条）

教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、規定によらないことができる。

7 小学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成の場合（学校教育法施行規則第55条）

地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、特別の教育課程について、規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、規定の全部又は一部によらないことができる。

第2章 教育課程編成のための資料

第1節 各学校の教育目標の設定の具体化

学校の教育目標は、教育基本法及び学校教育法に示されている教育の目的や目標の達成を目指すため、各学校の教育活動の具体的な指標として設定されるものである。したがって、各学校の教育目標の設定に当たっては、法令等に基づくとともに、児童や学校、地域の実態を的確に把握し、育成を目指す資質・能力を明らかにしながら、実態やねらいを十分に反映した具体性のあるものとする必要がある。また、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、教師や児童、家庭・地域の生きた指標として役立つものにする必要がある。

1 教育目標の具備すべき要件

各学校が設定する教育目標は、次のような要件を具備する必要がある。

(1) 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること

ア 教育基本法（平成18年法律第120号）

第1条（教育の目的）、第2条（教育の目標）、第5条（義務教育）、第6条（学校教育）

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号 一部改正：平成29年法律第41号）

第21条（普通教育の目標）、第29条（目的）、第30条（目標）

ウ 学習指導要領

小学校学習指導要領は、小学校教育について一定の水準を確保するために法令（学校教育法第33条及び学校教育法施行規則第52条）に基づいて国が定めた教育課程の基準であるので、各学校の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならないものである。したがって、各学校の教育目標は、学習指導要領が示す各教科、道徳科、外国語活動、総合的

な学習の時間及び特別活動の目標やねらいを前提として設定する必要がある。

(2) 教育委員会の規則、方針等に従っていること

公立の小学校が、教育委員会の定める小・中学校管理規則や指導方針に従うことは言うまでもないことであり、各学校の教育目標は、当然それに即したものでなければならない。

(3) 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること

児童に「生きる力」を育むに当たり、児童や学校、地域の実態に応じて、どのような資質・能力の育成を図っていくのかを明確にする必要がある。

(4) 学校や地域の実態等に即したものであること

各学校の教育的環境、家庭や地域住民の教育的な関心や期待等に配慮するとともに、児童の心理的・身体的な特性や能力を具体的に把握し、児童の実態に即して設定する必要がある。

(5) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること

各学校の教育目標は、年度の教育方針や努力目標と異なり、より基本的なものであって、長期的な視野をもって教育を行うことができるものでなくてはならない。教育的な価値や継続的な実践の可能性も十分に踏まえて設定していくことが重要である。なお、前年度に引き続いて継続的に実践する場合でも、それが設定された背景や目指す方向について、あらかじめ確認し合うことが重要である。

(6) 評価が可能な具体性を有すること

各学校の教育目標は、その年度にどの程度達成されたか評価が可能な具体性を有することが必要であり、改善・努力点を明確にし、次年度の教育課程編成に反映させることが重要である。

2 教育目標設定上の留意事項

学校の教育目標は、各学校が教育課程を編成する際の基本的な要件であるとともに、学校の教育活動全体を通して達成すべき具体的、実践的なものである。設定に当たっては、次のようなことに十分に配慮して、各学校の教育目標が実践の目標として生きたものにする必要がある。

(1) 全教職員の共通理解

ア 学校の教育目標設定の体制づくりをすること。

日常の教育活動など具体的な内容について、校長を中心に全教職員で話し合い、各学校の教育目標の意義を見直し、身近な指標として受け止める体制をつくる工夫が必要である。

イ 学習指導要領の改訂の基本方針を全教職員が共通して理解すること。

今回の改訂は、教育基本法や学校教育法等の規定に則り、平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の方針に基づき行われた。

(ア) 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を確実に育成することを目指す。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

(イ) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。

(ウ) 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

上記(イ)については、小学校学習指導要領総則第1章第1の2において、「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、児童に「生きる力」を育むことを目指すものとする。基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。」と明確に述べられている。

(2) 学校や地域の実態把握

各学校の教育環境、家庭・地域の教育に関する関心や期待、児童の心理的・身体的な特性や能力等は、それぞれ異なっている。それらについて調査し、必要な資料を収集整理し、各種

条件の下で分析・検討した上で、各学校がもつ教育課題を正しく捉え、児童や学校、地域の実態に応じた育成を目指す資質・能力を明らかにした目標設定に努めることが必要である。

(3) 実践の指標としての教育目標

各学校の教育目標は、継続的実践の指標であり、その設定に当たっては、計画的・組織的に進める必要がある。また、全教育活動に生かされるよう留意して設定することが重要である。

(4) 各学校の教育目標と評価

各学校の教育目標、重点目標、学年・学級の目標は、教師や児童にとって身近な親しみやすいものであることは極めて大切なことであり、設定に当たっては十分な配慮が必要である。また、同時に、実践の過程で目標そのものを絶えず評価し、工夫を加え、次年度の重点目標や学年・学級の目標を決めるに当たって、これを生かす努力が必要である。

3 教育目標の具体化

各学校の教育目標の実現に当たっては、月ごと、学期ごと、年度ごとの強調点や留意点を明らかにし、それに向けて生きた具体的な実践の計画を作成する必要がある。

(1) 年度ごとの重点目標

各学校の重点目標は、その年度の強調点や留意点を明確にするものであり、目標実現のための生きた指標とする上で極めて重要な役割を担うものである。したがって、前年度設定された背景や目指す方向についても確認し、長期的・継続的な視点から捉える必要がある。

(2) 学年・学級への具体化

学年・学級の教育目標は、各学校の教育目標達成のための指標である。教科横断的な視点をもってねらいを具体化し、幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むことを目指していくことが重要となる。また、その実現のためには、学年の教師相互の英知を結集し、児童の実態に即した具体的な教育活動が展開されるように努めることが大切である。

(3) 指導の具体的な場面と方法

各学校及び学年・学級の教育目標は、児童の日々の具体的な教育活動の場面における指導によって実現される。学年・学級または個々の児童の発達の段階や家庭・地域の状況に即した指導の目標を設定して、目標が達成されるように努力することが大切である。

第2節 授業時数等の決定と日課表等の作成

1 授業時数の決定

各教科等の授業時数については、学校教育法施行規則において各教科等の年間授業時数の標準を定め、学習指導要領において年間の授業時数などを定めている。また、学習指導要領では、特別活動のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、適切な授業時数を充てるものとし、また、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとしている。

各学校においては、これらを踏まえ、学校の教育課程全体のバランスを図りながら、児童や学校及び地域の実態等を考慮し、学習指導要領に基づいて各教科等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定め、適切に配当する必要があるとしている。

(1) 年間授業日数

年間の授業日数は、各教科等の授業時数が適切に確保されるとともに、週当たりの授業時数が児童の負担にならないよう配慮して定めるべきものである。

年間授業日数については、国の基準では直接定めていないが、通常は休業日を除いた日が授業日と考えられている。休業日については、学校教育法施行令、学校教育法施行規則及び各市町村教育委員会の小・中学校管理規則で定められている。

ア 休業日数の算定

右表の日数(A)－重複(B)により年間休業日数を算出する。

$$191 + \alpha - 25 = 166 + \alpha$$

イ 授業日数の算定

年間日数－休業日数により算出する。

$$365 - (166 + \alpha) = 199 - \alpha$$

小学校の年間休業日数（平成32（2020）年度）[例]

	休業日	日数(A)	重複(B)
1	国民の祝日に関する法律に規定する休日	17	
2	日曜日	52	祝(1)
3	土曜日	52	祝(1)
4	県民の日を定める条例に規定する日	1	土(1)
5	開校記念日	1	
6	春季休業日（4月1日～4月7日）	7	土(1)日(1)
7	夏季休業日（7月21日～8月31日）	42	土(6)日(6)祝(1)
8	冬季休業日（12月25日～1月7日）	14	土(2)日(2)祝(1)
9	学年末休業日（3月27日～3月31日）	5	土(1)日(1)
10	校長が教育上特に必要と認め教育委員会の承認を受けた日	α	
	合 計	$191 + \alpha$	25

授 業 日 数	休 業 日 数
199 - α	166 + α

(2) 年間の授業週数

各教科等の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担にならないようにするものとしている。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができるとしている。したがって、各教科等の授業時数を35週にわたって平均的に配当するほか、児童の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることも考えられる。各学校においてはこの規定を踏まえ、地域や学校及び児童の実態等を考慮し、必要な指導時間を確保するため、適切な週にわたって各教科等の授業を計画することが必要である。

(3) 授業時数の1単位時間

各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保（授業時数の1単位時間を45分として計算した授業時数を確保するという意味）しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるとしている。しかし、授業の1単位時間の運用については、学校の管理運営上支障をきたさないよう教育課程全体にわたって検討を加える必要があるとしている点に留意する必要がある。

(4) 各教科等の年間授業時数

各学年における各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の年間の授業時数並びに各学年の年間の総授業時数は、学校教育法施行規則第51条において次のように定めている。

別表第1は、各教科等のそれぞれの授業時数だけでなく、各学年の総授業時数も標準として定められている。各学校においては、この考え方に立って、授業時数を適切に配当した教育課程を編成するとともに、実施に当たっても、実際に必要な指導時間を確保するよう、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の把握を行うなど、その実施状況について自ら点検及び評価を行い、改善に努めるようにすることが必要である。

別表第1 (第51条関係)

区分	各教科の授業時数										道徳 特別の 授業時 数である	外国 語活 動の 授業 時数	授業 合的 な学 習の 時間 の	特別 活動 の授 業時 数	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	図 画 工 作	家 庭	体 育	外 国 語					
第1学年	306		136		102	68	68		102		34			34	850
第2学年	315		175		105	70	70		105		35			35	910
第3学年	245	70	175	90		60	60		105		35	35	70	35	980
第4学年	245	90	175	105		60	60		105		35	35	70	35	1015
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	70	35		70	35	1015
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	70	35		70	35	1015

備考

- 1 この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
- 2 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

授業時数の確保に当たっては、各学校において、教師が教材研究、指導の打合せ、地域との連絡調整等に充てる時間を可能な限り確保するため、会議等のもち方や時間割の工夫など時間の効果的・効率的な利用等に配慮することなどに留意する。

(5) 特別活動の授業時数

特別活動のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事の授業時数については、学校教育法施行規則では定められていないが、学習指導要領第1章総則第2の3(2)イにおいて、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てることとされている。

(6) 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができるとされている。

2 授業時数の決定のための年間計画表

(1) 基本的留意事項

ア 年間計画表は、その学校の教育目標を目指して授業内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成される教育課程を受けて作成されるものである。したがって、その観点から年間の活動計画を見通して立案、検討する必要がある。

イ 立案に当たっては、教育課程に関する法令等の示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階と特性を十分考慮しつつ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開できるようにする必要がある。

ウ 授業時数の確保について

(ア) 別表第1に示されている授業時数を踏まえ、児童及び学校や地域の実態を考慮しつつ、さらには個に応じた指導などの指導方法・指導体制や教材等の工夫改善など授業等の質的な改善を図りながら、学習指導要領に基づき教育課程を適切に実施し指導するために必要な時間を実質的に確保する視点が重要である。

(イ) 年度当初の計画段階から別表第1に定められている授業時数を下回って教育課程を編成

することは、学習指導要領の基準性の観点から適当ではない。なお、児童や地域の実態を十分に考慮して、児童の負担にならない限度で上回って計画、指導することは可能である。

(2) 年間計画表作成上の留意点

年間計画表の作成に当たっては、以下の事項について十分吟味して、年間の授業日数や授業時数を正確に把握する。

- ア 年間授業日数（長期休業日、祝日、土・日曜日等を除いた日数、但し休業日の期間に授業日を設定できることに留意する。）
- イ 学校行事等に係る必要時数（始業式、入学式、健康診断、遠足等）
- ウ 児童会活動（1年生を迎える会、委員会活動等）
- エ クラブ活動に係る必要時数
- オ 学校行事その他で授業を行わない時数（家庭訪問、短縮日課等）

(3) 年間計画表の例

（平成32年度A校・3学期制 各教科等の授業時数を35週にわたって平均的に配当する例）

ア 年間を見通した計画表

区分 月	休業日	休業日数	授業日数	学校行事						その他で授業を行わない時数						
				学年別時数						学年別欠課時数						
				1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	
4	春季休業日	15	15	始業式		1	1	1	1	1	11	4	5	6	6	4
	土曜日			入学式	1											
	日曜日			身体測定	1	1	1	1	1	1						
	昭和の日			歯科健診	1	1	1	1	1	1						
				内科・眼科検診	1	1	1	1	1	1						
				離任式		1	1	1	1	1						
5	土曜日	12	19	遠足	5	5	5	5				2	5	7	7	7
	日曜日			避難訓練	1	1	1	1	1	1						
	憲法記念日			交通安全教室	1	1	1	1	1	1						
	こどもの日			*ゴミゼロ活動（総）					(2)							
3	土曜日	14	17	卒業式	2	2	2	2	2	2	4	5	8	9	9	6
	日曜日			修了式	1	1	1	1	1							
	春分の日															
	学年末休業日			下段												
臨時休業日	6年															
(6年)																
休業日数	169 (170)															
授業日数	197 (196)			合計	36	37	37	36	52	51	32	36	43	48	48	43
	()は6年							(2)								

※ 5月実施の「ゴミゼロ活動（総）」は、問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ実施されるボランティア活動であり、学校行事の勤労生産・奉仕的行事の実施と同様の成果が期待できるものとして、総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替の例である。時数（2）については、総合的な学習の時間の授業時数として扱う。

※ 2学期制を実施する学校は、始業式・終業式などの学校行事等の精選により、その分授業時数の確保が図られる。

イ 年間授業時数

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
a 年間総時数	985	1025	1099	1161	1171	1166	
b 各教科	782	840	805	840	875	875	
c 特別の教科道徳	34	35	35	35	35	35	
d 外国語活動			35	35			
e 総合的な学習の時間			70	70	70	70	
f 特別活動（学級活動）	34	35	35	35	35	35	
b～f計	850	910	980	1015	1015	1015	
g 特別活動	児童会活動	4	4	4	4	14	14
	クラブ活動				25	25	25
	学校行事	36	37	37	36	52	51
h その他で授業を行わない時数	32	36	43	48	48	43	
i 調整時数	63	38	35	33	17	18	

(注1) aは、授業日数と曜日の時数から計算

(注2) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（学級活動）の授業時間は、標準授業時数

(注3) i 調整時数 = $a - (b + c + d + e + f + g + h)$

(注4) 調整時数とは、学校行事等の増時数、非常変災等による欠課時数に対応できる予備的な時数

(注5) 児童会活動、クラブ活動、学校行事等は、この他に適切な授業時数を充てることができる。

ウ 週当たりの授業時数（35週（第1学年は34週）計算）

教科等 学年	各教科										道徳科	外国語活動	総合的な学習の時間	学級活動	週合計時間
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語					
第1学年	9		4		3	2	2		3		1			1	25
第2学年	9		5		3	2	2		3		1			1	26
第3学年	7	2	5	3×20 2×15		2×25 1×10	2×25 1×10		3		1	1	2	1	28
第4学年	7	3×20 2×15	5	3		2×25 1×10	2×25 1×10		3		1	1	2	1	29
第5学年	5	3×30 2×5	5	3		2×15 1×20	2×15 1×20	2×25 1×10	3×20 2×15	2	1		2	1	29
第6学年	5	3	5	3		2×15 1×20	2×15 1×20	2×20 1×15	3×20 2×15	2	1		2	1	29

（数式の読み方 [例] 第3学年理科（90時間）； $3 \times 20 = 3$ 時間 $\times 20$ 週、 $2 \times 15 = 2$ 時間 $\times 15$ 週）

※ 各教科等の授業時数を35週にわたって平均的に配当するほか、児童の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることも考えられる。

※ 各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。ただし、その手続きについては、各市町村教育委員会が定める小・中学校管理規則等による。

3 日課表の作成

(1) 日課表の性格

ア 日課表は学校の教育課程を実施する際の1日の時程表であり、児童の学校生活における1日の過ごし方を定めるものである。

イ 日課表は、学校の教育目標の具現化と各教科等の目標の達成を基本的なねらいとして作成されるものであり、学校運営上の基礎的な1日の時程表であるとともに、週程表としての性格ももつものである。

ウ 日課表は、以上の前提に立って、地域や児童の実態を考慮し、それぞれの学校の創意工夫を生かして作成するものであり、学校毎に特色が出るものである。

(2) 日課表作成上の留意事項

ア 授業を特定の期間に行う場合について

各教科等の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画する。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合は、夏季、冬季、学年末、農繁期等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

イ 特別活動の授業時数について

児童会活動、クラブ活動及び学校行事の授業時数については、学校教育法施行規則では定められていないが、学習指導要領第1章総則第2の3(2)イにおいて、児童会活動、クラブ活動及び学校行事の授業時数については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てることとしている。特に、クラブ活動については、地域や学校の実情を考慮しつつ、児童の興味・関心を踏まえて計画し実施できるよう、学校において適切な授業時数を充てる。

ウ 授業の1単位時間について

各教科の授業の1単位時間は、各学校において、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定める。

各授業時間の1単位時間を定めるに当たっては、学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数の1単位時間は45分とするとの規定は従前どおりであり、「年間授業時数を確保しつつ」という意味は、あくまで授業時数の1単位時間を45分として計算した学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数を確保するという意味であることに留意する必要がある。

エ 10分から15分程度の短い時間の活用について

10分から15分程度の短い時間を活用して行った場合、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることは可能である。その場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうか教育的配慮に基づいた判断が必要である。例えば、道徳科や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分から15分程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。また、外国語学習の特質を踏まえ、短時間の授業を行う際は、まとまりのある授業時間を確保した上で、両者の関連性を明確にする必要がある。なお、児童が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど教育計画に適切に位置付けられることなく行われる活動は授業時間外の教育活動となる。

オ 時間割の弾力的な編成について

前回の改訂より、例外はあるものの、各教科等の年間の標準授業時数を35の倍数にすることを基本とし、従前に比べ、より固定的に時間割を編成できるようにされているが、他方、各学校の工夫の一つとして、児童や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質に応じ、弾力的に組み替えることに配慮する必要がある。

(3) 日課表の具体例

1単位時間は、教育効果を高める観点から各学校で適切に定めることができる。例えば、実験や観察の際の理科の授業は60分で行ったり、計算や漢字の反復練習を10分から15分程度の短い時間を活用して行ったりするなど、児童の発達の段階及び各教科と学習活動によって授業時間の区切りを変えた方が効果的な場合もある。そのような場合には、授業時間を15分、30分、45分、60分、90分などモジュール（モジュールとは、機能的にまとまった単位という意味）等で各教科や学習活動の特質に応じ計画することも考えられる。

次に、四つの例を示す。

ア 2種類の日課で編成する例①（午前中5時間授業の場合あり・モジュール学習なし）

A日課	曜日	月	火	水	木
8:10	登校朝の会	朝会	読書・運動・補充学習		
8:35 9:20	1校時	①	⑦	⑬	⑰
9:30 10:15	2校時	②	⑧	⑭	⑳
	業間	運動・補充学習・自由遊びなど			
10:35 11:20	3校時	③	⑨	⑮	㉑
11:30 12:15	4校時	④	⑩	⑯	㉒
		給食・歯磨き・昼休み・清掃など			
13:50 14:35	5校時	⑤	⑪	⑰	㉓
14:45 15:30	6校時	⑥	⑫	⑱	クラブ委員会会議など
	放課後				

B日課	曜日	金
8:10	登校朝の会	
8:20 9:05	1校時	㉔
9:10 9:55	2校時	㉕
	業間	運動など
10:10 10:55	3校時	㉖
11:00 11:45	4校時	㉗
11:50 12:35	5校時	㉘
		給食など
14:00 14:45	6校時	㉙
		教材研究など

考え方

- ・ B日課では、給食までに5校時を実施し午後の時間を有効に活用することができる。
- ・ 給食後に、歯磨き、昼休み、簡単な清掃を実施する。

特徴

- ・ 時間割の複雑さが少ない。
- ・ 午後に諸活動を実施する時間を設定できる。

イ 2種類の日課で編成する例②（午前中4時間授業・モジュール学習あり）

日課		曜日	月	火	水	木	金
A日課	C日課		A日課	C日課	C日課	A日課	C日課
8:10	8:10	登校朝の会	読書運動			補充学習	
8:35 9:20	8:20 9:05	1校時	①	⑥	⑫	⑱	㉓
9:30 10:15	9:15 10:00	2校時	②	⑦	⑬	⑲	㉔
		業間	運動・補充学習・自由遊びなど				
10:35 11:20	10:20 11:05	3校時	③	⑧	⑭	⑳	㉕
11:30 12:15	11:15 12:00	4校時	④	⑨	⑮	㉑	㉖
			給食・歯磨き・昼休み・清掃など				
13:50 14:35	13:35 14:35	5校時	⑤	㉙モジュール学習 (60分×3回/週)		㉒	㉚モジュール学習
				⑩	⑯		㉗
14:45 15:30	14:45 15:30	6校時	会議など	⑪	⑰	クラブ委員会会議など	㉘
		放課後					

考え方

- ・ 国語や算数を週に3回モジュール学習（60分授業）で実施する場合の例である。
- ・ モジュール学習は、朝や放課後にも設定することができる。

特徴

- ・ 学習内容や児童の実態に応じた柔軟な授業時間の設定ができる。
- ・ 指導時間を要する教科を効果的に学習することができる。

ウ 2種類の日課で編成する例③（午前中4時間授業・モジュール学習なし）

日課		曜日	月	火	水	木	金
A日課	D日課		D日課	A日課	A日課	D日課	A日課
8:10	8:10	登校朝の会		読書	運動		補充学習
8:35 9:20	8:20 9:05	1校時	①	⑦	⑬	⑰	⑳
9:30 10:15	9:15 10:00	2校時	②	⑧	⑭	⑳	㉕
		業間	運動・補充学習・自由遊びなど				
10:35 11:20	10:20 11:05	3校時	③	⑨	⑮	㉑	㉖
11:30 12:15	11:15 12:00	4校時	④	⑩	⑯	㉒	㉗
			給食・歯磨き・昼休み・清掃など				
13:50 14:35	13:35 14:20	5校時	⑤	⑪	⑰	㉓	㉘
14:45 15:30	14:30 15:15	6校時	⑥	⑫	⑱	クラブ委員会 会議など	㉙
		放課後	会議など				

考え方

- ・朝の時間に読書活動や運動などを実施しない場合は、D日課で実施し、放課後などの時間を有効に活用することができる。

特徴

- ・時間割の複雑さが少ない。
- ・学習内容や児童の実態に応じた柔軟な授業時間の設定ができる。

エ 1種類の日課で編成する例

日課	曜日	月	火	水	木	金
8:10	登校朝の会	朝会	読書・運動・補充学習			
8:35 9:20	1校時	①	⑦	⑬	⑰	㉒
9:30 10:15	2校時	②	⑧	⑭	⑱	㉓
	業間	運動・補充学習・自由遊びなど				
10:35 11:20	3校時	③	⑨	⑮	㉑	㉖
11:30 12:15	4校時	④	⑩	⑯	㉒	㉗
		給食・歯磨き・昼休み・清掃など				
13:50 14:35	5校時	⑤	⑪	⑰	㉓	㉘
14:45 15:30	6校時	⑥	⑫	⑱	クラブ委員会 会議など	㉙
	放課後					

考え方

- ・朝の時間に読書活動や運動、補充学習の時間を設定することができる。
- ・週あたり29コマ+「クラブ、委員会、会議などの時間」で時間割を編成することになる。

特徴

- ・時間割の複雑さが少ない。
- ・児童の生活リズムを変えないで実施できる。

第3節 教育課程の編成事例

I 社会に開かれた教育課程の編成事例

1 学校の実態

- (1) 学校規模（略）
- (2) 地域の特徴

本校は県中央部高崎線沿いの住宅地域にある。校区内には高速道路が通り、国道沿いには商業地がある。学校周辺には緑も多く、校外学習の教材として活用している。保護者は学校教育に対して理解を示し、本校の教育活動に積極的に参加する家庭が多い。

- (3) 児童の実態

元気いっぱい、やる気いっぱい、意欲をもって積極的に学校生活に取り組んでいる。一方で、興味・関心や学習意欲は高いが、苦手なことに対しては継続して取り組むことを苦手とする児童もいる。

また、相手の考えや気持ちを聞き取ったり、自分の思いや考え方を適切に相手に伝えたりすることを苦手とする児童も見られる。

2 教育課題

児童の興味・関心や学習意欲が高いことを生かしつつ、学習活動に継続的に取り組ませることで、児童に知識及び技能を確実に習得させるとともに思考力、判断力、表現力等を育成する。あわせて、児童のコミュニケーション能力を高める。

3 学校教育目標

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成

4 教育課程の編成

- (1) 編成の方針

地域の特性や児童の実態、学校の教育課題から、学び続ける力を身に付け、社会の変化に主体的に対応することができる児童の育成を目指すため、社会状況を幅広く視野に入れ、学校が目指す教育を地域社会と共有して教育課程を編成する。

ア 未来を担う子供たちに求められる、育成すべき資質・能力とは何かということについて、学校と地域が一体となって考え、どのような子供を育てるべきかという目標を明確化し、共有する。

イ 各教科等においては、今までの教育課程の作成や見直しの過程に、地域の児童の特徴と課題を反映させ、全教職員で教育課程を編成するだけでなく、保護者や地域の人々を巻き込んだ教育活動が展開できるようにする。

- (2) 現代的な諸課題に対応する方策

ア 学校の教育目標の実現を図るため、児童や学校、地域の実態を踏まえ、小学校入学から卒業までの6年間で「子供たちに何ができるようになってほしいのか」を明確にし、必要な教育の内容等を検討した上で、教科等横断的な視点で指導計画を組み立てる。

イ 社会に開かれた教育課程を実現するため、教育課程や教育計画について、家庭や地域社会にねらいや目的を示しながら説明する。その上で、教育目標を家庭や地域社会と共有し、相互に協力し合う。

ウ 校区内や隣接地域等の人的・物質的な資源の有効活用をするため、社会教育との連携を図る。特に、放課後子供教室や公民館等の担当者と連携し、人材だけでなくノウハウ等についても共有を図り、互いがもつ特長を生かして課題を克服する。

エ 幼保小及び小中連携、教科等横断的及び2学年を見通した指導の視点などを融合させ、児童の発達の段階に即した指導内容を積極的に導入していく。

- (3) 各教科等の指導方針（一部教科等のみ記載）

生 活一校区内の幼稚園や認定こども園、保育所等と遊びや体験学習での交流を図り、相互に学び合う関係を作り、学習や体験だけでなく、経験を重ねて視野を広げ豊かな人間形成を図っていくことができるようにする。

道徳科一学校の道徳教育に関わる情報を発信できる相互交流の場を設定し、家庭や地域社会における児童のよさや成長などを知らせてもらったり、相互に意見を交換できる機

会をもったりできるよう積極的にアプローチをしていく。

総合的な学習の時間—各地域において解決が求められているテーマを絞り込み、そのテーマに沿った教育活動を展開し、児童自身がテーマを選択して、探究的な学習を進めていく。地域や校区が抱える課題等について調べて、自らが実践したり体験したりして学びを深めることができるようにする。また、授業や教材等の開発において、地域の外部人材を積極的に活用する。

特別活動—学校行事や児童会等に地域の高齢者を招待して交流をするなど、学校も地域コミュニティの一部をなすものであることが実感できるよう連携を図る。校区内の関係施設や団体等で働く人々との連携を図り、積極的に交流を進めていく。

(4) 社会に開かれた教育課程の編成を実現するための基本事項

社会に開かれた教育課程を実現するためには、児童の実態や地域の特性等を把握し、家庭や地域と連携して、児童が主体的に学ぶことに重点を置くことが大切である。また、学校における教育活動を積極的に公開するなど、学校の教職員が当事者意識をもつことが重要である。

○各教科等を中心として、児童の育成すべき資質・能力を明確化して、指導の工夫改善を図りながら、全教職員で進めていく。

ア 児童の実態や地域の特性等を的確に把握し、把握した実態を踏まえて教育課題を明確にする。その上で、課題克服のためにどのような手立てが必要かを考慮し、指導計画を作成、実施する。その際、全教職員が指導計画を共有するとともに、必要に応じ指導計画の改善・充実を行う。

イ 知識及び技能の確実な習得のために、繰り返し反復練習に取り組んだり、学校における課題と児童の実態を考慮した学習を取り入れたりする。

ウ 思考力、判断力、表現力等を育成するため、知識及び技能を発展させた課題や、教科等横断的な視点に立った現代的な諸課題に対応した課題を設定する。

○学校内での取組を積極的に公開し、学校が目指す児童の育成像を地域社会と共有・連携しながら、「○○小学校ではどのような児童を育てていくのか」を明示して実現を図る。

ア 学校教育目標や教育計画を家庭や地域社会に示し、目的やねらいについて積極的に説明することで、教育内容等を、家庭、地域社会と共有し、その実現のため、相互に協力し合う。

イ カリキュラム・マネジメントを進め、地域社会と一体となって、教育内容と教育活動に必要な人材又は物的な資源を発見し、協働する活動を取り入れていく。保護者や地域の人材を積極的に活用できるような、児童の探究的な学習を指導計画の中に位置付けた授業を展開する。

ウ 社会科や生活科、総合的な学習の時間等の授業で、児童が社会の人々の声に耳を傾けて実感できるような授業を計画し、自分たちに何ができるかを考えさせるような学習場面を設定する。

○社会の形成者となる児童を育てるために、自尊心と自己肯定感を高め、自信をもたせることができるようにする。

ア 児童が自ら課題を見付け、調べ学習等の計画を立て、その計画に基づいて主体的に調べ学習等を行った上で、発表やまとめができるようにする。

イ 活動に取り組む前に学習を見通す場面を設定し、目標や本時の見通し等をカードに記入することで、目的意識をしっかりと持って活動に取り組めるようにする。

ウ 活動後には、振り返る場面を設定し、カードにまとめや努力した点、よりよく問題を解決するにはどうすべきかなどを記入することで、自分がどれだけ頑張って取り組めたかを確認して、よいところは伸ばし、まだ足りないところを実感し、改善につなげることができるようにする。

Ⅱ 教科等横断的な視点に立った言語能力の確実な育成を図る教育課程の編成事例

1 学校の実態

- (1) 学校規模（略）
- (2) 地域の特徴

本校は、県南東部の住宅地に所在している。校区内には、駅、大型スーパー、世界的に有名な消しゴム工場、関東全域に卸販売する小松菜農家などがあり、生活科や社会科、総合的な学習の時間の学習における校外学習等に利活用しうる施設も多い。保護者は、学校教育に対して理解を示しており、様々な教育活動に積極的に参加するなど大変協力的である。

- (3) 児童の実態

埼玉県学力・学習状況調査における過去3年間の調査結果では、どの学年においても着実な「学力の伸び」が見られている。特に、現在の6学年児童の「学力の伸び」は著しい。しかしながら、知識及び技能の定着に関しては一定の成果が見られる一方で、思考力、判断力、表現力等の育成には課題が見られる。

また、本校は特別活動の研修に力を入れている。学級活動の充実により、自己肯定感や自己有用感の向上を図るとともに、よりよい人間関係を築くことができる学級集団の育成にも取り組んでいる。縦割り班活動、児童会による自発的・自治的活動など、異年齢集団の交流も盛んである。

2 教育課題

思考力、判断力、表現力等の育成に課題がある。また、学習の基盤となる資質・能力において、身に付けた言語能力を幅広い学習や生活の場面で活用できる力の育成が課題である。

3 学校教育目標

『よい子の育成』 ～安心・安全で潤いのある学校～ 【知・徳・体のバランス】

4 教育課程の編成

- (1) 編成の方針

思考力、判断力、表現力等や言語能力の育成を図るため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるとともに、必要な言語環境を整える。国語科を要としつつ、各教科等の特質に応じて、教科等横断的な視点で児童の言語活動を充実させる。

- (2) 現代的な諸課題に対応する方策

現代的な諸課題（健康・安全・食、主権者 等）に対応する資質・能力を育成するため、言語能力について、「創造的・論理的思考の側面」、「感性・情緒の側面」、「他者とのコミュニケーションの側面」から教科等横断的に整理し、教育課程を編成する。

- (3) 各教科等の指導方針

国語—言語に関する「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を育成するため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し、言葉がもつよさを認識させ、自分の思いや考えを深める学習の充実を図る。

社会—社会的事象の特徴や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視する。

算数—思考力、判断力、表現力等を育成するため、各学年の内容の指導に当たっては、具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったり、学び合ったり、高め合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにする。

理科—問題を見だし、予想や仮説、観察、実験などの方法について考えたり説明したりする学習活動、観察、実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などを重視する。

生活—身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことについて、言葉、絵、動作、劇化などの多様な方法により表現し考えられるようにする。

音楽—音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する。

図画工作—感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実する。

家庭—衣食住など生活の中の様々な言葉を、実感を伴って理解する学習活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図る。

体育—筋道を立てて練習や作戦について話し合うことや、身近な健康の保持増進について話し合うことなど、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行うことに留意する。

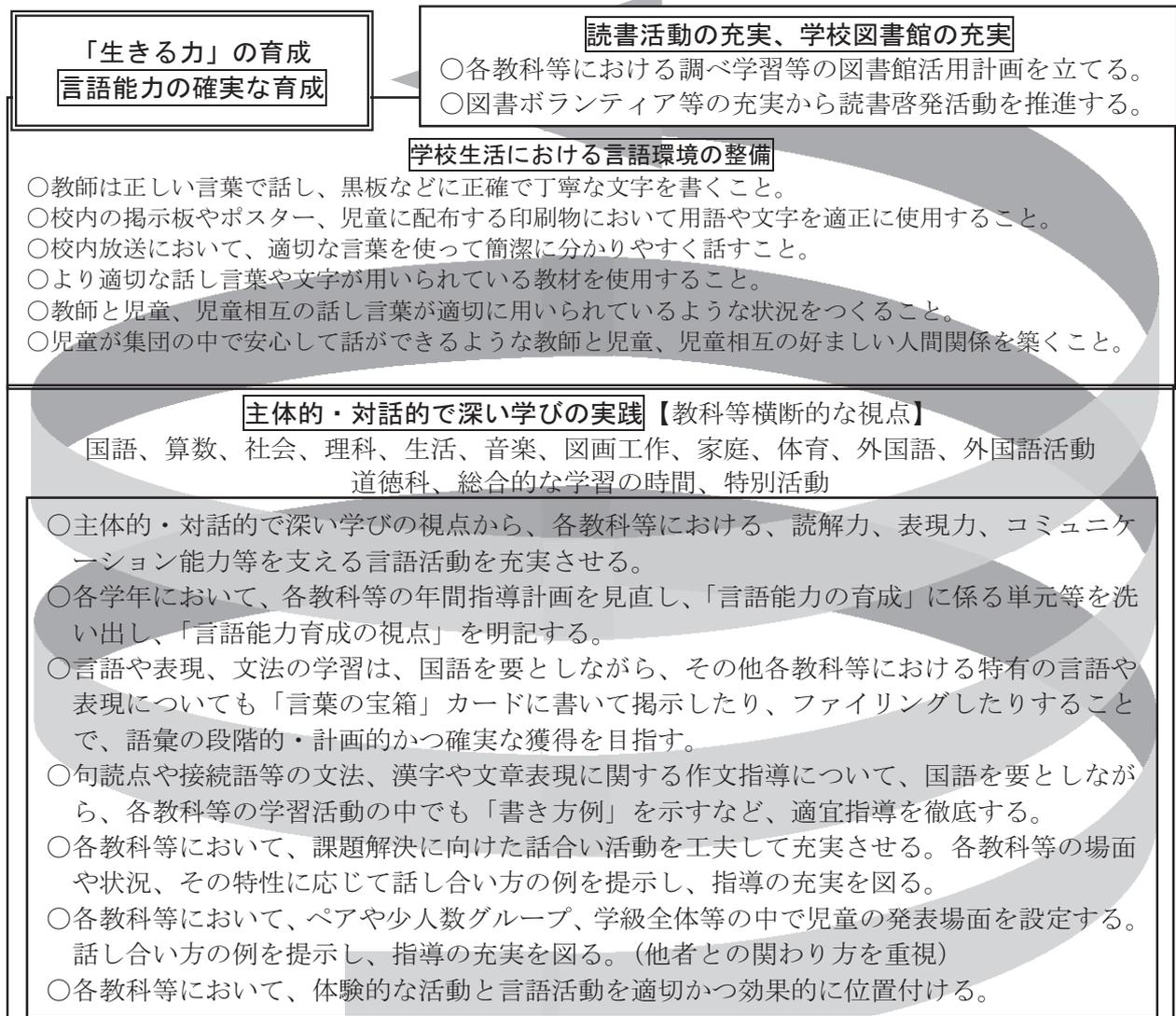
外国語及び外国語活動—英語による言語活動を通して、知識及び技能を身に付けるとともに、それらを活用して思考力、判断力、表現力等を育成するため、児童が外国語によるコミュニケーションに活動できるような具体的な課題を設定する。

道徳科—児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実する。

総合的な学習の時間—探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにする。

特別活動—体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実する。

(4)教科等横断的な視点に立った言語能力の確実な育成を図る教育課程編成の基本事項



Ⅲ 伝統や文化に関する教育の充実を図るための教育課程の編成事例

1 学校の実態

- (1) 学校規模 (略)
- (2) 地域の特徴

本校は、豊かな自然と、史跡等に囲まれた、歴史の古い学校である。地域住民は学校に対して協力的で、PTA 活動も盛んである。隣接の中学校と小中一貫教育を行っており、中学校との交流も盛んである。

- (3) 児童の実態

明るく元気な児童が多く、地域の人たちへのあいさつなども積極的に行える。縦割り活動も盛んであり、多くの児童が他学年とも仲良くできる。

一方で、身近な仲間としかコミュニケーションを図れない児童もいる。自分の考えを他者にうまく伝えることができないため、結果として、友人とのトラブルに発展することもある。

2 教育課題

人口減少が加速する中で、地域に根づいた行事等への参加者が少なくなっている。そのため、児童も地域に対する愛着が薄れ始めている。まずは、児童が身近な地域の文化・伝統について知ることを通じ、地域を中心とした身近な諸課題に気づき、それらの課題を自分のものとして捉え、考え、行動することで、郷土を愛する心を養うことが必要である。また、その過程において、多様な人々との協働を通じ、よりよいコミュニケーション能力を育むことが求められる。

3 学校教育目標

すすんで学ぶ子 (知) がんばる子 (体) やりぬく子 (徳)

4 教育課程の編成

- (1) 編成の方針

各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動において、我が国の伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する心を養う。

- (2) 現代的な諸問題に対応する方策

児童が身近な地域の文化・伝統を知るために、総合的な学習の時間や社会科などを中心に、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る。

歴史的施設の利活用や自然環境での体験を行う。また、地域の教育資源の活用や、小中一貫による連携等により、多様な人々と協働する中で、よりよいコミュニケーションの図り方を学ぶ。

- (3) 各教科等の指導方針 (一部教科等のみ掲載)

国語—我が国の言語文化に触れ、親しんだり、楽しんだりするとともに、豊かさに気づき、その理解を深める。

社会—多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さの自覚を養う。

音楽—我が国の郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

図画工作—表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成する。

家庭—生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を育成する。

外国語—日本語と外国語との違いに気づき、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによるコミュニケーションに活用できる基礎的な技能を身に付ける。

道徳科—道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

外国語活動—言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

特別活動—自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を育てる。

(4) 伝統や文化に関する教育の充実を目指す教育課程編成の基本事項

【編成の基本方針】

豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点で育成する。

【各教科等の指導の重点】

・地域の歴史や文化を通して、我が国の伝統と文化を理解し、尊重する態度を育成する学習活動を重視する。

学年	教科等	伝統や文化に関する教育の充実を目指す学習内容
第1・2学年	国語	・昔話や神話・伝承などを聞く。(知識及び技能) ・長く親しまれている言葉遊びをする。(知識及び技能)
	音楽	・唱歌やわらべうた・民謡などを取り上げる。[歌唱の指導] ・取り上げる打楽器は、和楽器などをその効果や実態に応じて選択する。[楽器]
	道徳科	・我が国の郷土の文化と生活に親しみ、愛情をもつ。 [主として集団や社会の関わりに関すること]
第3・4学年	国語	・易しい文語調の短歌や俳句を音読したり暗唱したりする。(知識及び技能) ・ことわざや慣用語、故事成語などの意味を知り、使う。(知識及び技能)
	音楽	・和楽器の音楽を含めた我が国の音楽、郷土の音楽などいろいろな音楽を鑑賞する。[鑑賞教材] ・歌唱については、共通教材のほか、唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや、民謡などの日本の詩を取り上げる。[表現]
	外国語活動	・英語の音声やリズムに親しみ、日本語との違いを知る。 ・日本と外国との生活や習慣、行事などの違いを知り、文化等に関する理解を深める。 ・外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても理解を深める。 ・我が国の文化や英語の背景にある文化に対する関心を高める。
	道徳科	・我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつ。 [主として集団や社会の関わりに関すること]
第4学年	社会	・県内の文化財や年中行事は地域の人々が受け継いできたことや、人々の様々な願いが込められていることを理解する。(知識及び技能)
第5・6学年	国語	・古文や漢文、近代以降の文語調の文章を音読する。(知識及び技能) ・古典について解説した文章を読んだり、作品の大体を知ったりする。(知識及び技能)
	音楽	・和楽器の音楽を含めた我が国の音楽などを鑑賞する。[鑑賞教材] ・歌唱については、共通教材のほか、唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや、民謡などの日本の詩を取り上げる。[表現] ・取り上げる打楽器は、和楽器などをその効果実態に応じて選択する。[表現]
	図工	・鑑賞を通して、自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品などについて自分の見方や感じ方を広げる。[鑑賞]
	家庭	・伝統的な日常食である米飯及びみそ汁の調理の仕方を理解する。(知識及び技能) ※日本の伝統的な生活についても扱い、生活文化に気付くことができるように配慮する。
	外国語 道徳科	・我が国の文化や英語の背景にある文化に関心を高め、理解を深めようとする態度を養う。 ・我が国の郷土の文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつ。 [主として集団や社会の関わりに関すること]
第6学年	社会	・関連する先人の業績、優れた文化遺産を理解する。(知識及び技能) ・我が国の歴史上の主な事象を捉え、我が国の歴史の展開を考えるとともに、歴史を学ぶ意味を考え、表現する。(思考力・判断力・表現力等) ・スポーツや文化などを通して他国と交流し、異なる文化や習慣を尊重し合うことを理解する。(知識及び技能) ・日本の文化や習慣との違いを捉え、国際交流の果たす役割を考え、表現する。(思考力、判断力、表現力等)
総合的な学習の時間(第3～6学年)		・探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら積極的に社会に参画しようとする態度を養う。
特別活動(全学年)		・平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を高めたり、文化や芸術に親しんだりする。

【地域の人材・施設の活用】

- ・地域人材(外部講師やボランティア等)の活用
- ・学校行事における地域施設の利活用
- ・学校応援団の充実

【教師の指導力の向上】

- ・授業研究会による授業改善
- ・効果的な教材・教具の充実
- ・外部指導者招聘による研修会の実施
- ・地域の自然、偉人等への理解と教材への活用

第3章 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たって、(1)知識及び技能が習得されるようにすること、(2)思考力、判断力、表現力等を育成すること、(3)学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行い、「見方・考え方」を働かせ、各教科等の学習の過程を重視して充実を図る。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。(本編成要領第2章第1節4(1)イ参照)

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善において、以下のことに留意する。

- (1) 主体的・対話的で深い学びは必ずしも1単位時間の授業の中ですべてが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考える。
- (2) 「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」であり、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。
- (3) 各教科等の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の指導計画の作成上の配慮事項として、教科等の特質に応じてどのような学習活動等の充実を図るかを考慮することが求められる。
- (4) これまでの各教科等における授業改善の取組の中で充実が図られてきたものであり、今回の改訂においてはそうした蓄積を踏まえ、各教科等において行われる学習活動の質を更に改善・充実させていくための視点である。
- (5) 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けさせるために、児童の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることが求められる。

この他にも、小学校学習指導要領第1章第3の1の(2)~(7)の以下の項目についても留意する。

- | |
|---|
| 1の(2) 言語環境の整備と言語活動の充実 |
| 1の(3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験 |
| 1の(4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動 |
| 1の(5) 体験活動 |
| 1の(6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進 |
| 1の(7) 学校図書館、地域の公共施設の利活用 |

2 学習評価の充実

(1) 指導の評価と改善

児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにする。指導内容や児童の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かす。

(2) 学習評価に関する工夫

創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるよう工夫する。また、学習評価に当たっては、以下のことに留意する。

- ア 評価規準や評価方法等を明確にする。また、評価結果について教師同士で検討する。
- イ 評価に関する情報をより積極的に提供し、保護者の理解を図る。
- ウ 指導要録への適切な記載や学校全体で一貫した方針の下で学習評価に取り組む。
- エ 特別活動の指導に当たり、学校、家庭及び地域における学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととし、その際、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用する。

第4章 教育課程運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

(1) カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け

カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えて組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくものである。カリキュラム・マネジメントの実施に当たって、「校長の方針の下に」としているのは、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項とともに、校長が定める校務分掌に基づくことを示しており、全教職員が適切に役割を分担し、相互に連携することが必要である。その上で、児童の実態や地域の実情、指導内容を踏まえて効果的な年間指導計画等の在り方や、授業時間や週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねていくことも重要であり、こうした取組が学校の特色を創り上げていくこととなる。

また、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの取組は、学校が担う様々な業務の効率化を伴ってより充実することができる。この点からも、「校長の方針の下」に学校の業務改善を図り、指導の体制を整えていくことが重要となる。

次に、学校が行う学校評価は、学校教育法第42条において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずる」と規定されており、教育課程の編成、実施、改善は教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施することが重要である。

学校評価の実施方法は、学校教育法施行規則第66条から第68条までに、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告について定めるとともに、文部科学省では法令上の規定等を踏まえて「学校評価ガイドライン」〔平成28年改訂〕（平成28年3月文部科学省）を作成している。同ガイドラインでは、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことではあるが、その設定について検討する際の視点となる例が12分野にわたり示されている。カリキュラム・マネジメントと関連付けて実施する観点からは、教育課程・学習指導に係る項目はもとより、当該教育課程を効果的に実施するための人的又は物的な体制の確保の状況なども重要である。各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待され、こうした例示も参照しながら各教科等の授業の状況や教育課程等の状況の評価し改善につなげていくことが求められる。

【参考：学校評価ガイドラインにおける教育課程の評価】

各学校や設置者において評価項目・指標等の設定について検討する際の視点となる例として考えられるものを便宜的に分類した学校運営における以下の12分野ごとに例示している。

- ①教育課程・学習指導、②キャリア教育（進路指導）、③生徒指導、④保健管理、⑤安全管理、⑥特別支援教育、⑦組織運営、⑧研修（資質向上の取組）、⑨教育目標・学校評価、⑩情報提供、⑪保護者・地域住民等との連携、⑫環境整備

(2) 各分野における学校の全体計画等との関連付け

教育課程の編成及び実施に当たり、法令等の定めにより学校が策定すべき各分野の全体計画等と関連付けて、当該全体計画等に示す教育活動が効果的に実施されるように留意する。各学校は、法令等の定めにより、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等を策定することとされている。これらの全体計画等には、児童への指導に関する事項や学校運営に関する事項を位置付けることとなる。そのため、教育課程の編成及び実施に当たっては、これらの全体計画等との関連付けを十分に行うことで、カリキュラム・マネジメントの充実が図られ、より効果的な指導を実現することにつながる。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

(1) 家庭や地域社会との連携及び協働と世代を越えた交流の機会

- ア 学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに児童を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童の生活の充実と活性化を図ることが大切である。
- イ 学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。
- ウ 教育活動の計画や実施では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て児童にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要である。
- エ 各学校の教育方針や特色ある教育活動、児童の状況などについて家庭や地域の人々に適切に情報発信し、理解や協力を得たり、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握して自校の教育活動に生かしたりすることが大切である。
- オ 家庭や地域社会が担うべきものや担った方がよいものは家庭や地域社会が担うように促していくなど、相互の意思疎通を十分に図ることが必要である。
- カ 休業日も含め学校施設の開放、地域の人々や児童向けの学習機会の提供、地域社会の一員としての教師のボランティア活動を通して、家庭や地域社会に働きかけ、それぞれがもつ本来の教育機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。
- キ 学校は児童が高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育み、高齢者から様々な生きた知恵や人間の生き方を学んでいくことが大切である。高齢者との交流として、授業や学校行事などに地域の高齢者を招待したり、福祉施設などを訪問したりして話を聞き、手伝いをするなどの体験活動が考えられる。こうした取組を進めるに当たり、総合的な学習の時間や特別活動などを有意義に活用するとともに、学校は介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりして、積極的に交流を進めていくことが大切である。

(2) 学校相互間の連携や交流

- ア 学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、児童の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。
- イ 近隣の学校のみならず、異なった地域の学校同士において、あるいは同一校種だけでなく異校種間においても、アに示したような幅広い連携や交流が考えられる。
- ウ 学校間の連携としては、例えば、同一市区町村等の学校同士が学習指導や生徒指導のための連絡会を設けたり、合同の研究会や研修会を開催したりすることが考えられる。その際、幼稚園や認定こども園、保育所、中学校との間で相互に幼児児童生徒の実態や指導の在り方などについて理解を深めることは、それぞれの学校段階の役割の基本を再確認することとなるとともに、広い視野に立って教育活動の改善・充実を図っていく上で極めて有意義であり、幼児児童生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し、協力し合って推進するという新たな発想や取組が期待される。
- エ 学校同士の交流としては、近隣の小学校や幼稚園、認定こども園、保育所、校区の中学校と学校行事、クラブ活動や部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、自然や社会環境が異なる学校同士が相互に訪問したり、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して交流したり、特別支援学校などとの交流を図ったりすることなどが考えられる。これらの活動を通じ、学校全体が活性化するとともに、児童が幅広い体験を得て視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待される。
- オ 障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間としてお互いを正しく理解し、共に助け合い支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられ、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切である。
- カ 特別支援学級の児童との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。